

# 社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会地域福祉基金規則

[平成16年11月1日・規則第8号]

(目的)

**第1条** この規則は、社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う事業に必要な財源を確保し、将来にわたる地域福祉の振興に資するための地域福祉基金（以下「基金」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(原資)

**第2条** 基金に積み立てる原資は、次の各号に掲げるものとし、毎年予算で定める。

- (1) 寄附金のうち、基金に積み立てることを指定されたもの及びその趣旨が基金に積み立てることが適当と認められるもの。
- (2) その他、会長が地域福祉基金に積み立てることが適当と認めたもの。

(管理)

**第3条** 基金は、一般会計において経理する。

- 2 基金は、確実な金融機関に預け入れて管理するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。
- 3 基金の運用から生ずる果実は、一般会計予算に計上して経理するものとし、地域福祉事業の財源に充てるものとする。

(操替運用)

**第4条** 会長は、本会の会計上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。この場合において、会長は、当該年度の収入によって繰り戻ししなければならない。

(取崩し)

**第5条** 基金は、取崩しをしないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合で、かつ、理事会及び評議員会の議決を得た場合は、この限りではない。

- (1) 基金の設置目的に沿ったもので特に重要かつ規模な福祉事業を行うために要する財源に充てる場合
  - (2) 非常災害又は経済情勢の著しい変動等により財源が著しく不足し、かつ、法人運営が著しく困難になる可能性が迫った場合
- 2 この基金の趣旨及び原資の出処に鑑み前項の規定により取崩しをした場合は、その使途等について本会の機関紙等を通じて広く住民に周知しなければならない。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。